

施策  
の  
紹介

# 生活や雇用の安定、就職の促進を図るために

完全失業率四・八%という厳しい雇用情勢の中で、失業者を救済する雇用保険制度の役割がクローズアップされています。ここでは、同制度の概要と受給の手続などを紹介します。

## 1 制度の概要

雇用保険は、「労働者が失業しその所得の源泉を喪失した場合」「労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合」「労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合」に、生活及び雇用の安定と就職の促進のために失業等給付を支給します。

また、「失業の予防、雇用状態

の是正及び雇用機会の増大」「労働者の能力の開発及び向上」「その他労働者の福祉の増大」を図るために雇用保険三事業を行っています「図1」。

## 2 失業給付

失業給付とは、雇用保険の被保険者の方が、定年、倒産、自己都合などにより離職し、働く意思と能力がありながら就職できない場

合に、再就職までの一定期間の生活を安定させ、安心して就職活動を行い、一日も早く職業生活へ復帰していただくために支給されるものです。

失業給付を受けようとする方は、下記の書類などを持参の上、住所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）へお越しください。雇用保険者離職票一及び二雇用（失業）保険被保険者証

## 印鑑

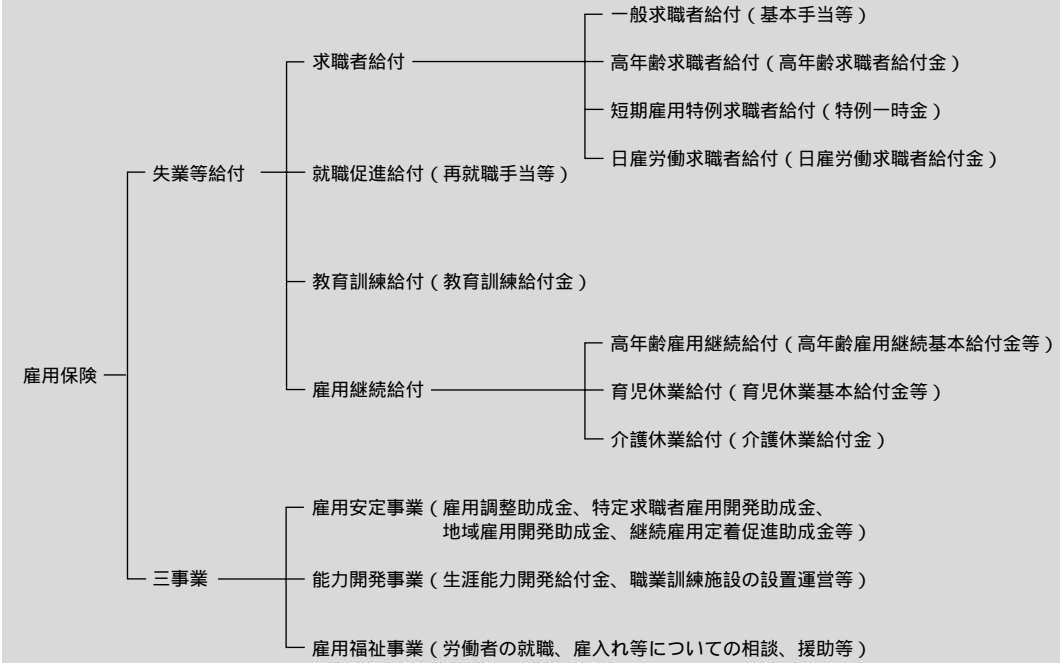
住民票又は運転免許証等（住所及び年齢を確認できる官公署発行の書類）

写真一枚（三×二・五センチメートル程度）

## 3 受給資格

離職日以前の一定期間に、次の「被保険者期間」があること

[ 図1 ] 雇用保険制度の体系図



「一般被保険者」及び「高年齢継続被保険者」であった方  
賃金支払の基礎となった日数十四日以上、かつ六か月以上あり、かつ、雇用保険に加入していた期間が六か月以上あること。  
「短時間被保険者」及び「高年齢短時間被保険者」であった方  
賃金の支払の基礎となった日数十一日以上、かつ十二か月以上あり、かつ、雇用保険に加入していた期間が十二か月以上あること。

「失業」の状態にあること  
「積極的に就職しようとする気持ち」と「いつでも就職できる能力（環境・健康状態）」があり、「積極的に就職活動を行っているにもかかわらず就職できない状態」にあることをいいます。

従って、次のような場合は失業給付を受けることはできません。  
病气やケガですぐに働けないとき  
妊娠・出産・育児などに専念

し、すぐに働けないとき  
親族の看護に専念し、すぐに働けないとき  
定年などで退職してしばらく休養するとき  
結婚して家事に専念するとき  
自営業（準備を含む）を始めたとき  
新しい仕事についたとき（パート、アルバイトなども含む）  
会社の役員に就任したとき（事業活動及び収入の有無を問いません）  
ハローワークに「求職の申込み」をしていること  
失業給付を受給するためには、住所を管轄するハローワークに離職票を提出するとともに、求職の申込みをすることが必要となります。「表1」。

4 支給される金額  
雇用保険で受給できる一日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

[表1] 給付される日数

(1) 65歳未満で離職された方

失業の認定を受けた各日について、下記の日数を限度として支給されます。

被保険者であった期間 離職時等の年齢		一般被保険者					短時間労働被保険者			
		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満		90日	90日	90日	180日	-	90日	90日	180日	-
30歳以上45歳未満			90日	180日	210日	210日	90日	180日	180日	210日
45歳以上60歳未満			180日	210日	240日	300日				
60歳以上65歳未満			240日	300日	300日	300日	210日	210日	210日	210日
就 職 困 難 者	45歳未満 (30歳未満)	240日					180日			
	45歳以上65歳未満 (30歳以上65歳未満)	300日					210日			

( )内は、短時間労働被保険者の方の年齢区分です。

(2) 65歳以上で離職された方

失業の認定を受けた後、下記の日数分を限度として一時金で支給されます。

被保険者として雇用された期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上
高年齢求職者給付金の額	50日分	120日分(100日分)	150日分(100日分)

なお、雇用保険法の改正により、  
平成11年4月1日以降、離職される方は給付日数が変わります。

被保険者として雇用された期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	60日分(50日分)	75日分(50日分)

( )内は、パート(高年齢短時間被保険者)で働かれていた方の給付日数です。

この「基本手当日額」は原則として離職した日の直前六か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を百八十で割って算出した金額(これを「賃金日額」といいます)のおよそ六割(八割(六十歳(六十四歳)については五割(八割)となっており、賃金の低い方ほど高い率となっています)。  
基本手当日額は、離職の日の年齢に応じて「表2」を参考にしてください。

5 支給が始まる時期・期間  
ハローワークへ来所し、離職票の提出と求職の申込みを行った日(受給資格決定日)から失業の状態の日が通算して七日間は支給されません(これを「待機」といいます)。  
会社の都合(倒産、人員整理等)による解雇や、定年などの理由で離職された方は、待機の翌日から支給の対象となります。  
しかし、「自己の都合」により離職した方や自己の責任による重

[ 表2 ] 支給される金額

(1) 離職時の年齢が30歳未満の方

賃金日額	給付率	基本手当日額
3,260円～4,330円	8割	2,610円～3,460円
4,330円～10,470円	8割～6割	3,460円～6,280円
10,470円～14,860円	6割	6,280円～8,920円
14,860円～	-	8,920円～(上限額)

(5) 離職時の年齢が65歳以上の方

賃金日額	給付率	基本手当日額
3,260円～4,330円	8割	2,610円～3,460円
4,330円～10,470円	8割～6割	3,460円～6,280円
10,470円～14,860円	6割	6,280円～8,920円
14,860円～	-	8,920円～(上限額)

(2) 離職時の年齢が30歳以上45歳未満の方

賃金日額	給付率	基本手当日額
3,260円～4,330円	8割	2,610円～3,460円
4,330円～10,470円	8割～6割	3,460円～6,280円
10,470円～16,510円	6割	6,280円～9,910円
16,510円～	-	9,910円～(上限額)

(3) 離職時の年齢が45歳以上60歳未満の方

賃金日額	給付率	基本手当日額
3,260円～4,330円	8割	2,610円～3,460円
4,330円～10,470円	8割～6割	3,460円～6,280円
10,470円～18,160円	6割	6,280円～10,900円
18,160円～	-	10,900円～(上限額)

(4) 離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方

賃金日額	給付率	基本手当日額
3,260円～4,330円	8割	2,610円～3,460円
4,330円～13,540円	8割～5割	3,460円～6,770円
13,540円～19,810円	5割	6,770円～9,910円
19,810円～	-	9,910円～(上限額)

(注1) 端数処理については、  
10円未満を四捨五入。

(注2) 印部分の基本手当日額の正確な算出式は次のとおりです。

$$Y = (-W^2 + 28,890W) / 30,700$$

$$W = \text{賃金日額}, Y = \text{基本手当日額}$$

なお、被保険者区分によって、「賃金日額下限額」及び「基本手当日額下限額」が下表のように定められています。

被保険者区分	賃金日額下限額	基本手当日額下限額
短時間被保険者	3,260円	2,610円
短時間以外の被保険者	4,330円	3,460円

大な理由により解雇された方は待機後、さらに三か月経過した日の翌日から支給の対象となります(これを「給付制限」といいます)。

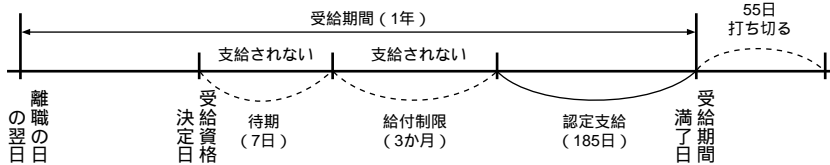
また、支給を受けられる期間は、離職した日の翌日から一年間となっており、この期間内に所定給付日数を限度として支給すること

なります。従って、離職後相当期間を経過した後に受給の手続をした場合は、「図2」のように受給期間満

了日降、給付日数が残っていても給付が打ち切られることがありますので、ご注意ください。(労働省)

[ 図2 ] 支給が始まる時期と受けられる期間

[ 例1 ] 所定給付日数240日の方(本人の申出による離職)



[ 例2 ] 高齢者求職者給付金の額150日分の方(本人の申出による離職)

